

公的研究費の使用に関する不正防止計画

分類	不正発生要因	具体的防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化		
責任と権限	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者の交代により、後任者が責任と権限を十分に認識していない ・時間の経過により、認識が低下する 	<ul style="list-style-type: none"> ・副所長、総務係員をもって、防止計画推進部を設置する。
2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
ルールの明確、統一化	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省・日本学術振興会のルール変更の認識不足 ・研究者の理解不足によるルールの誤った運用 ・人事異動等による事務担当者のルールの誤った運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知や説明会により変更点を確認する ・具体例を提示するなど分かり易いマニュアルの作成。 ・原則として説明会出席を義務化する。
職務権限及び職務分掌の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・職務分掌が理解されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市歴史研究所管理運営規則により、事務分掌を周知する。 ・実務担当者による定期的な打ち合わせを行い、意識の向上を図る。
3. 研究費の適正な運営・管理活動		
予算の執行状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行が年度末に集中し、担当者が多忙により経費管理が不十分になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に予算の執行状況を研究者に通知する。 ・研究者が計画的に予算執行を行う。
検収体制	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者の認識不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・納品検収体制の周知徹底
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者による検収 	<ul style="list-style-type: none"> ・検収はすべて事務担当職員が行う。 ・事務担当者による不定期の事後検収を行うことにより、不正の抑止体制を整備する。
発注体制	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者と業者との癒着 ・事務担当者と業者の癒着 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務担当者による研究者、業者のモニタリング ・副所長による事務担当者のモニタリング ・物品等の発注はすべて、総務係庶務担当者にて行う。
雇用関係	<ul style="list-style-type: none"> ・事務担当者による非常勤雇用者等の勤務実態の把握が不十分 ・出勤簿の管理が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用について、事前に年間実施計画書の提出を求める ・出勤簿の管理を総務係にて行う

時給によらない謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空伝票による支出 ・ 水増し請求の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時給によらない謝金について、事前に年間実施計画書の提出を求める。 ・ 調査報告書により勤務等の実態を報告させる。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張日程の確認が不十分 ・ 証憑書類の確認が不十分 ・ 出張届の事後報告等形骸化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に「出張伺い兼出張命令書」の提出を求める。 ・ 出張後の復命書提出により、経路を確認した後に、旅費の支払を行う。 ・ 海外出張、招聘については、年間の出張計画と合わせ企画書の提出を求める
4. 情報の伝達を確保する体制		
不正・不適切使用の情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達の仕組みが明確に示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不正防止等に関する規程」の周知による情報伝達方法の確立。 ・ 内部監査の結果報告により、不正防止意識の向上を図る。